E_{16} ＝ 0.0041

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0183

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0153

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0335

F_n　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

十一　社会福祉費　人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令2}(B_n \times C_n) + \sum_{n=18}^{令2}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令2}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令2}(H_n \times I_n)}{27{,}600\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0840

E_{16} ＝ 0.0040

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0181

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0150

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0153

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0334

$F_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高等学校に係るものの額

$G_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00207

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00211

十一　社会福祉費　人口

算式

$$\frac{\sum_{n=18}^{令3}(B_n \times C_n) + \sum_{n=18}^{令3}(D_n \times E_n) + \sum_{n=令2}^{令3}(F_n \times G_n) + \sum_{n=令2}^{令3}(H_n \times I_n)}{27{,}700\text{ 円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　一般財源化された社会福祉施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）に係る施設整備事業に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0380

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0000